

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年10月28日（令和6年（行情）諮問第1171号及び同第1172号）

答申日：令和8年7月17日（令和8年度（行情）答申第390号及び同第391号）

事件名：特定期間に広域災害・救急医療情報システムを通じて入力された特定4県に関する「医療機関状況集計」等の不開示決定（不存在）に関する件

特定期間に広域災害・救急医療情報システムを通じて入力された特定県に関する「医療機関状況集計」等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月14日付け厚生労働省発医政0614第9号及び同第10号により厚生労働大臣（以下「処分庁」及び「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由（共通）

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

通知では「事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため」との不開示理由が示されたが、広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）は国主導のシステムであり、データも常に共有され、災害対策にリアルタイムに活用されている。職員が事務処理をしてないかもしれないが、システム上では▽情報として取得されており▽組織的に用いられており▽保有ないし管理しており、行政機関の所有する「公文書」と考えると考える。また、災害時の記録であり、システム内にデータで保存されていないはずはなく、年限の間であれば、日付設定による

出力は可能。保有していないと言い難いとも考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年4月18日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年7月1日付け（同月4日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、対象となる行政文書について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示を維持することが妥当と考える。

3 理由

(1) 原処分1

本件開示請求は、「能登半島地震が起きる前日の2023年12月31日から2024年3月31日までにEMISを通じて入力された情報」の一部について開示を求めるものであるが、EMISの仕様上、医療機関状況情報は最新情報のみ表示され、過去の情報を検索・閲覧することはできない。

そのため対象となる行政文書について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない。

(2) 原処分2

本件開示請求は、「熊本地震が起きる前日の2016年4月13日から2016年7月16日までにEMISを通じて入力された情報」の一部について開示を求めるものであるが、EMISの仕様上、医療機関状況情報は最新情報のみ表示され、過去の情報を検索・閲覧することはできない。

そのため対象となる行政文書について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない。

4 結論

よって、本件各審査請求については、法9条2項に基づき、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月28日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1171号及び同第1172号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

- ③ 令和7年9月29日 審議（同上）
④ 令和8年7月13日 令和6年（行情）諮問第1171号及び
同第1172号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書は、2023年12月31日から2024年3月31日までにEMISを通じて入力された情報のうち、石川・富山・福井・新潟の4県（本件対象文書1）及び2016年4月13日から2016年7月16日までにEMISを通じて入力された情報のうち、熊本県（本件対象文書2）に関係してシステム内の「医療機関状況集計」「医療機関状況集計詳細」「医療機関状況集計詳細（市区町村）」で掲載された電子情報である。

諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 当該情報について、EMISの仕様上、医療機関状況情報は最新情報のみ表示され、過去の情報を検索・閲覧することはできない。

イ そのため、本件対象文書について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない。

- (2) 上記（1）の内容に関して、当審査会事務局職員をして、諮問庁に補足説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

ア 平成8年（1996年）に運用を開始したEMIS（以下「旧EMIS」という。）は、医療機関等の最新の情報を表示させることを目的としたシステムであるため、以下に該当した際に入力されている情報が更新又はクリアされ、それ以前に入力されていた情報がシステム上で閲覧できなくなる。

（ア）新たな災害が発生したとき。

（イ）旧EMISを利用する訓練を実施したとき。

（ウ）都道府県が入力データをクリアしたとき。

（エ）医療機関等が入力情報を更新したとき。

イ 能登半島地震が起きる前日の2023年12月31日から2024年3月31日までに旧EMISを通じて入力された情報や熊本地震が起きる前日の2016年4月13日から2016年7月16日までに

旧E M I Sを通じて入力された情報も、上記ア（ア）ないし（エ）に該当することにより、情報が更新又はクリアされており、それ以前に入力されていた情報は閲覧することができない。

ウ 旧E M I Sサービスは厚生労働省から委託を受けた会社が運営していた。過去の仕様書や契約書において明文の記載がなく、根拠となる文書をお示しすることは困難であるが、旧E M I Sに係る著作権は運営会社に帰属することを前提に運営されていた。このため、システム上のデータについては、厚生労働省もその他の利用者と同様に、システムを通じて閲覧できることにとどまり、バックアップセンターに蓄積されているデータを任意に出力する、加工する、廃棄するなどの管理はできなかった。そうしたデメリットを一定程度解消するため、令和7年（2025年）4月から新E M I Sに切り替えており、新E M I Sに係る著作権は、運営会社に帰属するものの、厚生労働省は、無償で自由に複製し、改変等し、任意に開示できるものとされている。

エ 本件審査請求で指定されているデータについて、厚生労働省の職員が旧E M I Sのシステム上の情報を収集して、作成し、又は取得した文書も存在しない。

また、運営会社に確認したところ、本件審査請求において指定されているデータは、既に消去されており、バックアップセンターにも、蓄積されていないとのことであった。

（3）諮問庁から提示を受けて、新E M I Sサービス提供・運用等に係る契約書・仕様書を確認したところ、上記（2）ウに相当する記載が認められ、諮問庁の上記（2）の説明内容については、不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙（本件対象文書）

1 本件対象文書1（諮問第1171号）

「能登半島地震が起きる前日の2023年12月31日から2024年3月31日までに広域災害・救急医療情報システム「EMIS」を通じて入力された情報のうち石川・富山・福井・新潟の4県に關係してシステム内の「医療機関状況集計」「医療機関状況集計詳細」「医療機関状況集計詳細（市区町村）」で掲載された電子情報（その推移が分かるような日毎、発生7日後までは時間報も）[具体的には] EMIS内で「関係者メニュー→医療機関状況集計」を選択した上で▽都道府県は「石川県・富山県・新潟県・福井県」にチェック▽機関指定は「病院」にチェック（すべてが対象）▽期間は開始時点を「2020/09/01 23:59」とし、データ出力ごとに終了時点を「2023/12/31 23:59」「2024/01/01 23:59」・・・「2024/03/31 23:59」と動かすことで日報としてを抽出する▽加えて、2024年1月1日16時～同年1月3日24時に關しては1時間ごとに出力した1時間報も抽出する この手順で日毎に1つのファイルになるようになると思われるので、そのファイルが12/31～3/31の分それぞれあることを希望する」

2 本件対象文書2（諮問第1172号）

「熊本地震が起きる前日の2016年4月13日から2016年7月16日までに広域災害・救急医療情報システム「EMIS」を通じて入力された情報のうち熊本県に關係してシステム内の「医療機関状況集計」「医療機関状況集計詳細」「医療機関状況集計詳細（市区町村）」で掲載された電子情報（その推移が分かるような日毎、発生7日後までは時間報も）[具体的には] EMIS内で「関係者メニュー→医療機関状況集計」を選択した上で▽都道府県は「熊本県」にチェック▽機関指定は「病院」にチェック（すべてが対象）▽期間は開始時点を「2016/01/01 23:59」とし、データ出力ごとに終了時点を「2016/04/13 23:59」「2016/04/14 23:59」・・・「2016/07/16 23:59」と動かすことで日報としてを抽出する▽加えて、2016年4月14日21時～同年4月21日24時に關しては1時間ごとに出力した1時間報も抽出する この手順で日毎に1つのファイルになるようになると思われるので、そのファイルが4/14～7/16の分それぞれあることを希望する」